

指定申請手続きの概要＜居宅介護支援事業＞【中間市】

1 居宅介護支援事業について

要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、介護保険施設への入所を要する場合には施設への紹介その他の便宜の提供を行うものです。

2 指定申請方法について

（１）事前協議

- ① 指定申請は事前協議制ですので、必ず事業着手前（用地・施設取得を含む）にご相談ください。
事前協議（図面協議、スケジュール・基準確認）を行わずに着手したものについては、指定できませんのでご留意願います。（※平面図・工程表にて確認します）
- ② 事前協議にあたっては、事前に来庁日の調整をお願いします。事前予約なしに来庁された場合、協議に応じられないことがあります。
- ③ 事前協議には以下のものをご用意ください。

1	介護サービス事業所開設 事前相談票（ホームページからダウンロードできます。）
2	事業所の建物の計画平面図（基本的に建物全体。申請に係る部分が確認できる詳細な図面）
3	事業所の建物の敷地内配置図（敷地内の建物、駐車場等の配置がわかるもの）
4	事業所の建物の近隣の住宅地図等（申請予定地周辺の様子がわかるもの）
5	事業所の開設スケジュールがわかる書類（工事工程表等）
6	法人の定款、登記事項全部証明書等（最新のもの）
7	既存建物の場合、現状の写真（外観、内部の主要部分等）

- ④ 事前協議の前に、事業所の建物がある土地について、本市都市計画課（中間市役所別館3階）にて土地の用途地域等（例・第一種住居地域、商業地域、市街化調整区域等）を確認し、開設の可・否について事前に確認を行ってください。
- ⑤ 設備基準を満たしていない場合、事前協議に日数を要しますので、日程に余裕をもって協議を行ってください。

（２）申請書類の受付

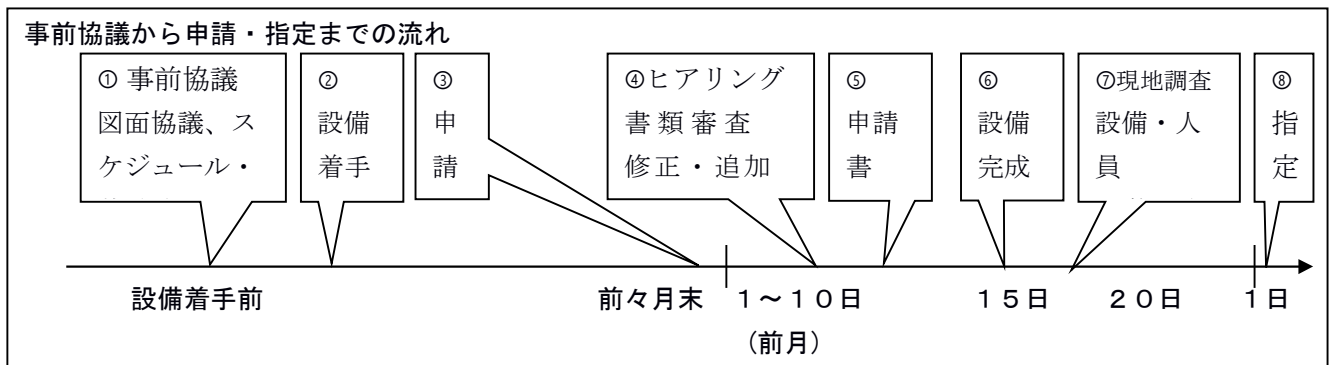
- ① 指定申請書の受付は、指定予定日（毎月1日）の前々月末（必着）に締切ります。
なお、その日が土・日・祝日等の閉庁日であった場合は、閉庁日の翌日が締切日となります。
※ 申請書締切日直前での提出の場合、申請書類審査の時点で不備が見つかった場合には、予定日での指定ができないことがあります。余裕をもって提出をお願いします。
- ② 提出書類等
「3 指定申請に必要な書類について」を参照してください。
- ③ 提出先及び提出部数
中間市保健福祉部介護保険課給付係に、1部提出してください。
また、ヒアリング時に使用しますので、申請書類を複写し控えを1部作成してください。
- ④ 提出方法
日時を予約のうえ、申請書類一式及び申請書類の控えをお持ちください。その場で申請書類の確認を行います。
出席者：申請法人の代表者（または担当者）、事業所の管理者（予定者）
場所：中間市保健福祉部介護保険課給付係

⑤ 現地調査

訪問介護事業所指定の際には、必ず現地調査を行います。書類不備等が原因で、指定予定日から遡って10日前（土・日・祝日を除く）までに現地調査ができない場合、指定予定日での指定が困難になります。

(3) 指定

指定日（事業開始日）は、原則として要件審査終了後の直近の1日です。



3 指定申請に必要な書類について

- (1) 申請書等に「居宅介護支援事業指定（更新）申請書作成時の確認事項（チェックリスト）」を掲載しています。必要となる書類を確認のうえ、漏れがないよう記入してください。
- (2) 写しを添付する場合、記載事項が判別できるよう複写してください。
- (3) 申請書類の規格は、特段に定めのない限りA4サイズ（日本工業規格A列4番）としてください。
- (4) 別添「居宅介護支援事業指定（更新）申請書作成時確認リスト」を使い、記載漏れがないか確認のうえ申請書に添付してください。
- (5) チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合は申請書を受付できません。
- (6) 申請時に添付できない書類がある場合は、担当者にご相談ください。
- (7) 指定（更新）申請書類は、必ず複写若しくは申請データの保存をお願いします。

4 指定を受けるための要件について

- (1) 介護保険法第79条第2項各号に該当しないこと。
 - ① 法人であること。
 - ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月 厚生省令第37号）に定める基準及び員数を満たしていること。
 - ③ 事業所の設備が厚生省令第37号に定める基準を満たしていること。
 - ④ 厚生省令第37号に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
 - ⑤ 法人及びその役員等が欠格事項（法第79条第2項各号）に該当していないこと。
- (2) 中間市暴力団排除条例（平成22年条例第8号）第2条第2項に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。

5 業務管理体制の届出

居宅介護支援事業所を開設する際には、業務管理体制の届出を行う必要があります。

届出先は、下表のとおりとなり、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所（本社・本部）の所在地で決まるものではありませんので注意してください。

また、福岡県内において介護サービス事業所を展開する法人の場合、福岡県知事への届出が必要となります。詳しくは、福岡県保健医療介護部介護保険課指定係へ確認をお願いします。

なお、居宅介護支援事業所の場合、地域密着型サービスに該当しないため届出先は福岡県になります。

【福岡県ウェブサイト】

介護サービス事業所の業務管理体制の整備について

URL : <https://www.Preef.fukuoka.lg.jp/contents/houkaisei210501.html>

【問合せ先】

福岡県保健医療介護部介護保険課指定係 TEL : 092-643-3322

区 分	届 出 先
事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣（老健局）
事業所等が2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
地域密着型サービス事業（介護予防を含む。）のみを行う事業者であって、全ての事業所等が一市町村内に所在する事業者	市町村長（中間市長）
全ての事業所等が1つの都道府県内に所在する事業者	都道府県知事
全ての事業所等が1つの指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長

6 その他の法令について

法人設立を行った場合は、設立に関する届出が必要です。また従業員を雇用した場合は、雇用関係や社会保険関係の届出が必要です。

（例）

（1）公共職業安定所（雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届）
（又は労働基準監督署）

（2）社会保険事務所（健康保険・厚生年金保険新規適用届、新規適用事業所現況届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険被扶養者届）

7 介護サービス情報の公表について

平成18年4月から実施が義務付けられていた「介護サービス情報の公表」は、平成24年4月1日から、希望する事業所のみ福岡県が調査を実施します。

詳しくは、福岡県保健医療介護部介護保険課へお問い合わせください。

【問合せ先】

福岡県保健医療介護部介護保険課監査指導第二係 TEL:092（643）3319

8 相談・問い合わせ先について

事業者指定申請に関する相談・質問等については、下に記載する連絡先までお問い合わせください。なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時の調整をお願いします（先約者優先となります）。

（申請書提出及び問合せ先）

中間市保健福祉部介護保険課給付係

〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号

TEL:093-246-6283 FAX:093-244-0579